指定地域密着型サービスの基準等について

○基準省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日) (厚生労働省令第34号)より抜粋

(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)

第三条

2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を 運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域 密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行 う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス及び福祉サービス を提供する者との連携に努めなければならない。

(地域との連携等)

第三十四条

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- ○基準省令の解釈通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護 予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日)(老計発第 0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)より抜粋

第3の二の二の3の(10)

③ 基準第34条第3項は、指定地域密着型通所介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定地域密着型通所介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。